

## 一般社団法人日本予防医学会 研究助成応募規定

### 第1条（趣旨）

本規定は、一般社団法人日本予防医学会（以下「本会」という）が実施する研究助成制度に関し、その目的、応募資格、助成内容、応募手続き、選考方法、義務および報告等について定めるものである。

### 第2条（目的）

本会の目的に資する予防医学分野の研究を奨励・支援し、学術の発展と社会への貢献を推進することを目的とする。

### 第3条（助成件数および金額）

本会は、年度ごとに以下の要領で研究助成を行う。

1. 助成件数：年2件
2. 助成金額：1件あたり50万円

### 第4条（応募資格）

以下の条件をすべて満たす者とする。

1. 応募時点で、申請代表者が本会の会員であること
2. 大学・研究機関・医療関連機関・産業医による複数名での共同研究であること

### 第5条（研究期間）

研究期間は採択年度の4月から起算して2年間とする。進捗報告書は1年目終了時に、最終成果報告は2年目終了時に提出するものとする。

### 第6条（義務）

助成を受けた研究者は、以下を義務とする。

1. 研究開始から1年後に進捗状況報告書を提出すること
2. 研究終了後、当該研究成果を本会学術総会において発表の上、原則、本会誌に投稿すること
3. 助成金の使用状況について、必要に応じて本会の求めに応じ報告すること

#### **第7条（応募手続き）**

応募者は、所定の応募申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添えて本会事務局へ提出すること。

1. 研究計画書（A4用紙3枚以内）
2. 研究組織および分担内容の概要
3. 申請者の略歴および業績リスト（最近の主な業績を30編以内）
4. 所属長の承諾書（様式任意）

#### **第8条（選考および決定）**

提出された申請書類は、本会の研究プロジェクト選考委員会において審査され、理事会の承認を経て助成対象が決定される。選考に関する一切の問い合わせには応じない。

#### **第9条（助成金の交付）**

助成金は、原則として代表者の所属大学・研究機関に一括交付する。助成金の交付先は、代表者の所属大学・研究機関または所属先の規定に従い研究者個人とする。使用にあたっては、公的研究費の使用に準じた取り扱いを行うこと。

#### **第10条（その他）**

1. 本規定に定めのない事項については、理事会の決議をもって定める。
2. 採択後に虚偽の申請または重大な不正が発覚した場合、助成金の返還を求めることがある。